鳥栖基山都市計画特別用途地区の決定（基山町決定）

**資料１－２**

　鳥栖基山都市計画特別用途地区を次のように決定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　類 | 面　積 | 備　　　考 |
| 大規模集客施設制限地区 | 約４７ha | 鳥栖基山都市計画区域内（基山町域分）の準工業地域全域  （建築してはならない建築物）  劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分であっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が１万平方メートルを超えるもの |

「対象区域は計画図表示のとおり」

理　由

　本町では超高齢社会を見据え、高齢者を含む多くの人が安全で快適に暮らせる「住みたいまち基山の創造」を基本に、中心市街地などへの都市機能の集積によるコンパクトな賑わいあふれるまちづくりを目指しています。

そのため、広域的に都市機能やインフラに大きな影響を及ぼす大規模集客施設について、鳥栖基山都市計画区域内の基山町の準工業地域全域において、その立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を都市計画に定めるものです。